



# 鳥取県公報

平成16年 8月27日(金)  
号外第121号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(67)(労働雇用課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 基本手当を支給する地域を労働雇用課長が別に定める次の地域に区分することとした。(第4条関係)
  - (1) 1級地
  - (2) 2級地
  - (3) 3級地
- 2 1に掲げる地域に応じた基本手当の日額をそれぞれ次に掲げる額とすることとした。(第4条関係)
  - (1) 1級地 4,310円
  - (2) 2級地 3,930円
  - (3) 3級地 3,530円
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、平成16年4月1日から適用することとした。
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第67号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動

後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(基本手当) 第4条 略 2 基本手当の日額は、 <u>次の各号に掲げる労働雇用課長が別に定める支給対象者の居住する地域の級地の区分</u> に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) <u>1級地</u> 4,310円 (2) <u>2級地</u> 3,930円 (3) <u>3級地</u> 3,530円 3 略	(基本手当) 第4条 略 2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する <u>次の各号に掲げる地域の区分</u> に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 鳥取市の地域 3,930円 (2) 前号に掲げる地域以外の地域 3,530円 3 略

第2条 鳥取県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

様式第1号その1を次のように改める。

その1

訓練手当受給資格認定申請書

職氏 名 様

年 月 日

郵便番号

申請者 ふりがな

氏 名 ㊟

電話番号

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

1	申請する手当の種類(該当するものに )	基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当
2	性別	生年月日	年 月 日生(満 歳)		
申請者の状況	住所又は居所	(入校前)			
		(入校後)			
3	扶養親族に関する事項(寄宿手当の申請者のみ記入)				
家族の状況	氏名	申請者との続柄	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
			有・無	同・別	
			有・無	同・別	
			有・無	同・別	
4	求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 有・無(該当するものに )				
	雇用保険求職者手当	船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生活保護	
	その他( )				
5	公共職業能力開発施設証明欄				
	(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間	自 . . . 至 . . .	
	通所距離( km)	通所手段(該当するものに ) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他( )			
	寄宿舎の入居状況(該当するものに ) 入居( 年 月 日)・入居していない				
	上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設の名称及び所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 ㊟				
鳥取県処理欄	6 (適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)				
	(類似の手当の受給) (月額) (受給期間)自 年 月 日				
	有・無( ) 円 至 年 月 日				
	添付書類	受講指示書写し	手帳等の写し	通所届	入寮許可書等
		口座振込書	雇用保険、生活保護等		
	区分	日額(月額)	認定年月日	指 定 口 座	
基本手当			金融機関名		
受講手当			支店名		
通所手当			口座番号		
寄宿手当					
(備考)					

備考 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第12条関係)

訓練手当支給申請書( 年 月 分)

年 月 日

職 氏 名 様

下記のとおり訓練手当の支給を申請します。

記

氏名 ④	期間： 年 月 日～ 年 月 日						内 訳												合計額	
	職業訓練 が行われ なかった 日数	職業訓練を受けなかった日数				基本手当			受講手当			通所手当			寄宿手当			当 月 支給額	保留額	
		やむを得 ない理由 による場 合	やむを得 ない理由 がない日 数	職業訓 練を受 けた日 数	家族と別 居して寄 宿してい ない日数	日数	日額	金額	日数	日額	金額	日数	月額	金額	日数	月額	金額			
																				うち、連続 して14日を 超えた日数

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練を行う公共職業能力開発施設の名称及び所在地  
公共職業能力開発施設の長の職氏名 印

備考 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成16年4月1日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払いとみなす。

4 この規則の施行の際現に存する訓練手当受給資格認定申請書及び訓練手当支給申請書の用紙については、当分の間、改正後の規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

